静岡県人事委員会は、勤務条件についての措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年2月28日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

## 静岡県人事委員会規則11-27

勤務条件についての措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件についての措置の要求に関する規則(静岡県人事委員会規則11-9)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(措置の請求)	(措置の請求)
第3条 法第46条の規定による措置の要求(以	第3条 法第46条の規定による措置の要求(以
下「措置の要求」という。)は、措置要求書 <u>正</u>	下「措置の要求」という。)は、措置要求書を
<u>副各1通</u> を人事委員会に提出してしなければ	人事委員会に提出してしなければならない。
ならない。	
$2\sim3$ (略)	2~3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。